

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 1 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 6 項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 5 号の 2（許可）、第 1 1 条第 6 項
処 分 基 準： 年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 5 号の 2 の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：